

寒川町選挙管理委員会告示第47号

令和5年8月27日執行の寒川町長選挙及びこれと同時に行う寒川町議会議員補欠選挙における選挙運動費用の支出制限額は、次のとおりとする。

- 1 寒川町長選挙 候補者1人につき5,785,800円
- 2 寒川町議会議員補欠選挙 候補者1人につき3,437,500円

令和5年8月22日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光